

2026.09.01

ESG リスクトピックス <2026 年度第 6 号>

本誌では、E（環境）・S（社会）・G（ガバナンス）に関する国内・海外の最近の重要なトピックスをお届けします。

今月のトピックス

<ガバナンス>

○企業統治指針が 5 年ぶり改訂、項目をスリム化、実質的な対応促進が目的

（参考情報：2026 年 7 月 21 日付金融庁 HP: <https://www.fsa.go.jp/news/r7/singi/20260721.html>）

金融庁と東京証券取引所は 2026 年 7 月 21 日、企業統治指針（コーポレートガバナンス・コード）改訂版を公表した。今回の改訂では、補充原則の再整理や解釈指針の新設など全体の構成を見直したほか、株主の権利行使に係る環境整備の一環として、有価証券報告書を株主総会前に提出することを原則に追加した。改訂は 5 年ぶり 3 度目。

今回の改訂は、形式的な対応ではなく、企業・投資家双方によるガバナンス改革の実質化が重要との認識を踏まえたものと説明。対応コストや開示負担の軽減のみでなく、各原則への実質的な対応を促す狙いだ。全体構成では「プリンシプル化・スリム化」を図り、改定前の「補充原則」の記載事項のうち中核的な事項を「原則」に移行する一方で、本文と「解釈指針」の役割分担を明確化した。結果的に、改訂前は 83 項目あった「原則」が 30 項目に減った。

主な改定内容では、原則 1-2 で有価証券報告書の株主総会前の提出を原則に記載し、解釈指針で株主総会開催日の 3 週間以上前に提出されることが最も望ましいことや、そのために株主総会開催日の後ろ倒しも選択肢となり得ることを記載した。

このほか、取締役会の役割・責務を、基本原則 4 で「企業戦略等の大きな方向性付け」「経営陣による適切なリスクテイクを支える環境整備」「独立した客観的立場から経営陣を監督」の 3 つを挙げ、改定前の内容を基本的に維持。あわせて、原則 4-1 で成長の道筋の構築を強調し、今回の改訂の主眼である「成長投資の促進」を反映した。このほか、経営最高責任者（CEO）の選解任や指名・報酬委員会、株主との建設的な対話における経営陣の役割なども解釈指針で具体化した。

サステナビリティを巡る取り組みを、「取締役会の役割・責務」として原則 4-5 に独立させた。積極的・能動的に取り組むべき課題として、基本的方針の策定と適切な対応を明記した。また、解釈指針では SSBJ 基準などの開示制度の動向に言及したほか、気候変動や人権、従業員の健康・労働環境への配慮や多様性などの課題を、リスク・機会双方の観点で適切な対応を求めた。加えて、原則 2-2「社内の多様性の確保」では、改訂前の女性に限定した記載から、ジェンダーや国際性、年齢、文化的背景などを加えた多様な人材の登用を求める内容に変わった。

<表 主な改訂項目一覧>

項目	改訂概要	改訂区分
コード全体の構成	「プリンシプル化・スリム化」を明記。中核事項を原則へ整理し、83項目を30項目に再編	構成見直し
株主総会・情報提供	有価証券報告書の株主総会前提出を原則化。3週間以上前の提出が最も望ましいと補足	新規追加
取締役会の役割・責務	取締役会の役割を「成長の道筋の構築と戦略的方向付け」「リスクテイクを支える環境整備」「独立した客観的立場から経営陣を監督」の3機能に整理。資本コストを踏まえた収益計画・資本政策や、成長投資・事業ポートフォリオ見直し等の説明も求める	明確化・一部新規
サステナビリティ	取締役会の役割・責務の、独立した「原則」に。ISSB・SSBJ基準に言及	明確化・一部新規
多様性確保	多様性の観点を拡充し、目標や人材育成方針等の開示を整理	明確化
ステークホルダー協働	人的資本投資、適切な分配、公正・適正な取引、適正な価格転嫁を明記	新規追加・明確化
リスク管理・内部通報	サイバー、経済安全保障、情報流出を例示。情報開示に関する通報も明記	新規追加・明確化

出典：金融庁資料に基づきインタ総研が作成

<自然資本>

○環境省が「自然を活用した解決策（NbS）の手引き」を公表、自然の恵みを活かした社会課題の解決や魅力的な地域づくりを後押し

（参考情報：2026年7月31日付 環境省 HP：https://www.env.go.jp/press/press_05370.html）

環境省は2026年7月31日、「自然を活用した解決策（NbS）の手引き」（以下、本手引き）を公表した。本手引きは本編、資料集、事例集、セルフアセスメントツールの4つで構成されており、NbSに関する基本情報が体系的に掲載されている。これらの情報やツールの公開により、自然の恵みを活かした社会課題の解決や魅力的な地域づくりの検討・実践を後押しする狙いがある。

自然を活用した解決策（NbS：Nature-based Solutions）とは、自然が有する機能を持続可能に利用し、多様な社会課題の解決につなげる取り組みや対応策のことである。類似した概念に「EbA*（生態系を基盤とした気候変動適応）」や「Eco-DRR**（生態系を活用した防災・減災）」があるが、NbSはこれらを内包する概念であり、その実装手段として「グリーンインフラ***」などが挙げられる。NbSは国際自然保護連合（IUCN）が2009年にその概念を提唱した比較的新しい考え方であるが、近年は国連気候変動枠組条約や生物多様性条約等の会議でもNbSに関する議論が定着しつつあり、国際的な注目を集めている。2023年3月に閣議決定された生物多様性国家戦略でも、2030年のネイチャーポジティブを実現するための柱としてNbSが位置付けられており（基本戦略2）、国内でもさらなる推進が期待されている。

本手引きでは、NbSを進めるためのポイントを5つの視点で整理している。「実施の枠組に関するポイント」では、多様な主体の参画を促進すること、取り組みの持続性を確保することが挙げられており、個々の組織による一過性の取り組みとするのではなく、協働での実装を継続するこ

とが重視されている。

<図 NbSを進める際のポイント>

取組を進めるにあたってのポイント

目標設定に関するポイント

統合的に対応する
前提で、社会課題を
整理する

・自然は多様な機能を有しているため、その活用により複数の社会課題の同時解決を図ることができます。
・このため、**解決を目指す社会課題を整理した上で、自然の活用を軸に、それらの課題にどのように統合的に対応していくのかを検討**することが重要です。

自然の多様な
機能を引き出す

・取組内容を検討する際は、周辺地域の「**自然のつながり**」も考慮しながら、**自然が有する機能を引き出す観点を含める**ことが重要です。
・あわせて、**取組の効果が及び得る範囲についても考察**することが望まれます。

自然環境の
保全・再生に貢献する

・自然の機能を持続的に活用するためには、生態系タイプなど自然の状態に適した保全・再生活動を実施し、**自然が劣化しないように持続的に管理**していく必要があります。
・また、定期的にモニタリングし、取組の効果を踏まえて順応的に管理することが望まれます。

実施の枠組に関するポイント

多様な主体の参画
を促進する

・NbSが複数の社会課題に対処するものであるからこそ、取組を進める上で、**専門家を含めた様々な立場の関係者の参画を促すとともに、関係者間で相互に学び合い、協働での実践につなげる**ことが重要です。
・地域に中間支援組織がある場合は、当該組織がこうした調整を担うことも考えられます。

取組の持続性
を確保する

・持続的な取組とするためには、**人材・資金を継続的に確保**することが必要となります。
・公的資金と民間資金を組み合わせることで、**安定的な財源の確保**につながると考えられます。
・地域の民間企業や教育機関との連携によって、**取組の担い手を確保**できる可能性があります。

出典：環境省 自然を活用した解決策（NbS）の手引き

こうしたポイントを踏まえて、本手引きでは NbS を効果的に推進するための基準（日本版 NbS 基準）が示されている。この基準は「NbS の基本的な要件を満たしているか」を判定するためのものさしで、IUCN が策定している世界基準等と整合を図りつつ、国内で運用しやすいよう再整理されたものである。取り組みの日本版 NbS 基準への適合状況を自己評価するセルフアセスメントツールも公開されており、取り組みの課題や弱点を可視化することで継続的な改善につなげることが期待される。

NbS の考え方は、自然環境への取り組みを保全にとどめるのではなく、自然が有する多面的な機能を、地域が抱える社会課題を解決するための資源として捉え直すものといえる。そのためには、個々の主体が個別に自然を活用するのではなく、地域が抱える複数の社会課題を俯瞰し、多様な主体が連携して自然の機能を活かすことが重要である。今後は、自然を「守る対象」としてだけでなく、地域や自社の課題解決、魅力向上を実現する「手段」として捉え、地域全体で NbS を実装していく姿勢が求められる。

* EbA（Ecosystem-based Adaptation）

生態系を基盤とした気候変動適応。森林、草原、湿地などの生態系がもつ、さまざまな機能やそこに存在する生物を持続的に活用し、気候変動によるリスクや損失を軽減するアプローチのこと。

** Eco-DRR（Ecosystem-based Disaster Risk Reduction）

生態系を活用した防災・減災。生態系の保全・再生を通じて防災・減災や生物多様性を含めた地域の課題を複合的に解決しようとする考え方のこと。

*** グリーンインフラ

国交省が 2026 年 1 月に公表した「グリーンインフラ推進戦略 2030」では、「自然の多様な機能を活用した

社会資本であり、将来にわたり持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくり及びウェルビーイング向上に貢献するもの」と定義されている。

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_tk_000017.html

<ネイチャーファイナンス>

○環境省が「ネイチャーファイナンス実践ガイドライン（案）」を公表、投資家・金融機関の ネイチャーファイナンス実践のための視点を提供

（参考情報：2026年7月21日付 環境省 HP：https://www.env.go.jp/press/press_05188.html）

環境省は2026年7月21日、「ネイチャーファイナンス実践ガイドライン（案）」（以下、本ガイドライン案）を公表した。市場の資金の流れをネイチャーポジティブ*（以下、NP）に移行するためには、投資家・金融機関が投融资対象企業の自然関連財務情報開示やNP経営に向けた対応を適切に読み解く必要がある。本ガイドライン案は、投資家・金融機関に対して自然資本特有の分析・評価項目を提示することでネイチャーファイナンス実践のための視点を提供するものである。これにより、投資家・金融機関等が企業の自然に関する依存・インパクト、リスク・機会を適切に捉え、自然資本の保全・回復・持続可能な利用に資する資金の流れを広げることを目的としている。

本ガイドライン案では、前半でネイチャーファイナンスの必要性や概要を説明し、後半で実践のための分析・評価項目や、取り組むべき事項を記載している。「ネイチャーファイナンス」は、世界銀行により「NP目標に貢献し、昆明・モンリオール生物多様性枠組の実施を支援するファイナンス」と定義されており、自然資本に対して測定可能なポジティブな成果を企図する「NPファイナンス」と、より広範な「ネイチャー主流化ファイナンス」の2つに分類されている。ネイチャー主流化ファイナンスには、例えば融資に際した事業性評価や投資判断に自然資本の観点を統合し、NP目標に貢献する活動を金融面で支援することが含まれる。気候変動のテーマは既に投融资の観点に取り入れている組織が多いが、自然資本についても通常の投融资プロセスに加えることで、リスク管理や新たな投融资機会の発掘、ステークホルダーとの関係強化に繋がっていくことが示唆されている。

<図> ネイチャーファイナンスの定義

分類	定義
ネイチャーファイナンス	- 以下の1つ以上を通じて、2030年までに自然喪失を食い止め、反転させるというNP目標に貢献し、昆明・モンリオール生物多様性枠組の実現を支援するファイナンス a. 生物多様性又は生態系サービスの回復と保全 b. 生物多様性又は生態系サービスの損失の直接的要因の低減 c. NbSの各経済セクターへの統合 d. (a)から(c)を可能にする政策、ツール、その他のセクター別手段の設計と実施
NPファイナンス (Nature Positive Finance)	- 生物多様性又は生態系サービスに対して、BAUと比較して測定可能なポジティブな結果をもたらすと期待されるファイナンス。下記a-d全ての要件を満たす必要がある。 a. 自然損失の直接的な要因を悪化させるような、重大な環境リスクや悪影響をもたらさない b. 自然生息地や重要生息地の転換リスクをもたらさない c. 絶滅危惧種や絶滅危惧種に悪影響を及ぼすリスクをもたらさない d. 生物多様性又は生態系サービスに正の結果をもたらす、測定可能な指標を伴う明確な因果経路がある
ネイチャー主流化ファイナンス (Nature Mainstreaming Finance)	要件a-dを満たさないもののネイチャーファイナンスの定義に沿う場合は、ネイチャー主流化ファイナンスに分類化する NP目標を達成するための活動に向けた、「より広範な経済的移行」を可能にすると期待されるファイナンス

出典：環境省 「ネイチャーポジティブ経済研究会（第7回）本研究会討議資料」

後半の実践のための分析・評価項目においては、例えば「依存とインパクト」、「地域性」、「バリューチェーン」、「ミティゲーション・ヒエラルキー**」、「ステークホルダーとの合意形成」とい

った企業の自然関連課題を理解する上で重要な視点が整理されており、自然関連情報を適切に評価するために把握すべき事項が確認できる。

また、自然資本を気候変動、循環経済（サーキュラー・エコノミー）などと切り離さず、ネクサス***として捉えることの重要性も指摘している。脱炭素施策が自然に悪影響を及ぼす場合もあれば、森林・湿地の保全が気候変動の緩和・適応の双方に資する場合もある。そのため、個別の環境テーマごとに縦割りで対応するのではなく、シナジー（相乗効果）とトレードオフを見極めながら統合的に意思決定することも重要となる。

具体的に取り組むべき事項として、ガイドライン案では、以下の3点が示されている。

- ①投資家・金融機関等自らが自身の自然資本に関するリスクと機会を分析し、適切な行動をとっていくためのガバナンスの構築・組み込み
- ②自然資本を考慮した取り組みによる企業価値向上に向けたエンゲージメント等
- ③自然資本への負の影響を下げ、正の影響の拡大につながる企業の事業活動を支える投融資の実行

投資家・金融機関等においては、まず既存ポートフォリオにおける自然関連のリスクを可視化し、リスク管理や事業性評価に織り込むこと、また高リスクセクターや優先地域を特定し、投融資の条件、対話、モニタリングに反映することが求められる。加えて、自然関連の KPI を活用したファイナンス、自然を活用した解決策（NbS）やネイチャーテックへの資金供給などは、リスク対応と機会獲得を両立させる領域として注目される。

本ガイドライン案では、エンゲージメントにおける自然関連の質問例も「ガバナンス」、「戦略」等のカテゴリーごとに整理されており、また正式なガイドライン策定時には国内外の先進事例が掲載される予定である。本ガイドラインは、今後取り組みを開始する組織にとっては自然資本への基礎的な理解醸成に役立つとともに、既に取り組んでいる組織にとっても有用な示唆を提供するものと考えられる。NP 経済の実現に向けて、投資家・金融機関等は本ガイドラインを参照し、ネイチャーファイナンスの実践に取り組むことが推奨される。

* ネイチャーポジティブ

生物多様性の損失を止め、反転させ、自然を回復軌道に乗せること。

** ミティゲーション・ヒエラルキー

事業活動等による環境影響を管理するための国際的な原則であり、まず第一に環境への悪影響を回避し、回避しきれない影響をできる限り軽減し、損なわれた自然を回復・再生し、対策を尽くしても残る不可避な損失に対しては別の場所で保全・再生を実行するという対策の優先順位を示す。

*** ネクサス（Nexus）

特に生物多様性、気候変動等環境課題の文脈において、個別課題を切り離して考えるのではなく、一体として解決しようとするアプローチを指す。

以上

MS & ADインターリスク総研株式会社は、MS & ADインシュアランスグループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。本誌を編集している以下のグループでは、サステナビリティ関連のコンサルティング・セミナー等のサービスを提供しています。

弊社サービスに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記のお問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

MS & ADインターリスク総研㈱

リスクマネジメント第五部

kankyo@ms-ad-hd.com（サステナビリティ第一グループ）

sustainability2@ms-ad-hd.com（サステナビリティ第二グループ）

<https://www.irric.co.jp/>

主な担当領域は以下のとおりです。

<サステナビリティ第一グループ>

- ◆ 気候変動・TCFD支援
- ◆ 自然資本・TNFD支援
- ◆ 生物多様性（企業緑地）取り組み支援

<サステナビリティ第二グループ>

- ◆ サステナビリティ経営に関する体制構築・課題対応支援
- ◆ サステナビリティ開示（有価証券報告書、統合報告書など）の作成支援
- ◆ 「ビジネスと人権」取り組み支援

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。

また、本誌は、読者の方々に対して企業のリスクマネジメント活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & ADインターリスク総研 2026

MS&AD インターリスク総研は、2024 年 4 月、これまでのホームページを刷新し、リスクに強い組織づくりをサポートするプラットフォーム「RM NAVI(リスクマネジメント ナビ)」をリリースしました。

「RM NAVI」は、MS&AD インターリスク総研の知見をフル活用して、情報提供から実践までをトータルサポート。

コンサルタントの豊富な経験と、最先端のデジタルサービスで、リスクに強い組織づくりを支えます。

あなたに寄り添い、最適な答えへと導く、リスクマネジメントの羅針盤です。

リスク対策がわかる。 組織がかわる。

リスクに強い組織づくりをサポートするプラットフォーム



RM NAVI

リスクマネジメントナビ

こんなお悩みはありませんか？

リスクが多様化・複雑化し、
最新ノウハウを
得ることが困難に…

リスク対策を
効率化したいが、
リソースが足りない…

情報セキュリティや
BCPなどのリスク対策が
進んでいない…

RM NAVIが最適なリスクマネジメントへと導きます



MS&AD-インターリスク総研の知見をフル活用
して、リスクマネジメントをサポート！



現場経験豊富なコンサルタントが、
最新の情報を提供！



最先端のデジタルサービスを駆使して、
対策の実行までを支援！

「RM NAVI」はこちら（会員登録もこちらから可能です） >

<https://rm-navi.com>

